

各医療機関の長

旭川市保健所長 鈴木直己
(健康推進課担当)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等
における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

日頃から本市の保健衛生行政の推進につきまして、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和2年5月26日付けで厚生労働省健康局結核感染症課から事務連絡がありました。

つきましては、次の内容について御了知くださいますよう、よろしく願いいたします。

1 概要

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日健感発0204第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等をお示ししたところです。

今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について別添のとおり変更するとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

2 適用日等

令和2年5月27日より適用する。

3 関係通知掲載URL：

旭川市ホームページ上の、「ホーム> 事業者向け> 健康・福祉・子育て・学校> 医療機関・薬局等> お知らせ> 感染症に関する通知 令和2年度」に掲載

(連絡先)

健康推進課保健予防係
担当 鈴木

TEL 25-9848

FAX 26-7733